

第1 審査会の結論

山梨県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成22年11月22日付けで行った行政文書不開示決定処分は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年11月11日付けで「平成●●年●月●日の山梨県警発表に係るDNA鑑定書」の開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、「平成●●年●月●●日付け、山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所収受の鑑定書」（以下「本件文書1」という。）及び「平成●●年●月●日付け、山梨県警察本部警備部警備第一課収受の鑑定書」（以下「本件文書2」という。また、以下「本件文書1」と「本件文書2」を併せて「本件文書」という。）を特定したうえで、不開示決定処分を行い（以下「本件処分」という。）、不開示とした理由を付し、平成22年11月22日付け梨備一情五第54号をもって請求人に通知した。

なお、不開示とした理由は、「当該文書は、現在捜査中の事案に関する文書であり、刑事訴訟法第53条の2第1項に規定する「訴訟に関する書類」であることから、条例第4条の規定に該当し、不開示とする」というものである。

3 審査請求

請求人は、山梨県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、平成23年1月18日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき審査請求をした。

第3 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 失踪した特定個人（以下「本件行方不明者」という。）が、●●県内の海岸で見つかったご遺体（以下、「本件身元不明遺体」という。）であると発

表された実施機関の捜査の中で、その根拠となった資料のうち、本件身元不明遺体の司法解剖鑑定書には、本件行方不明者とは異なる記述が多数記載されており、特に身体的特徴や遺体、遺留品の状況からも明らかに本件行方不明者ではないという証拠があるにもかかわらず、DNA鑑定が一致したという捜査は、納得できない。

また、何故、家族に無断でDNA鑑定を行ったのかという質問に対して、実施機関は、鑑定を行うことを4回にわたり説明していると回答しているが、請求人を含め家族は、そのような説明は受けておらず、実施機関の対応に不審を抱かざるを得ない。

唯一、一致したと言われているDNA鑑定書のデータによって真偽が明らかにされるにもかかわらず、それが公表できないのは、データが偽造されたのではないかという疑念が晴れない。

- (2) 実施機関は、既に請求人に鑑定書の閲覧を認めており、謄写を認めないことに合理的理由は存在しない。他方、閲覧のみでは請求人が鑑定書内容を十分に把握して専門的な分析をすることができない。
- (3) 条例は、その第1条が規定しているように「県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的」としている。請求人が本件文書の開示を求めた趣旨は、まさに条例の目的とするものと同一であることから、原則として本件文書を条例により公開するべきである。
- (4) 条例第4条の趣旨は、刑事訴訟に関する書類及び押収物について、刑事捜査及び公判維持の必要性や刑事被告人の権利、被害者及び関係者のプライバシー権保護のために例外的に公開の範囲外としたのであり、それが情報公開の例外である以上、条例第4条の趣旨及び文言は、次に詳述するとおり、厳格かつ制限的に解釈されなければならない。

ア 条例第4条の趣旨は、刑事訴訟に関する書類及び押収物について、起訴前においては、捜査の密行性が重要であること、関係者のプライバシーの保護の必要が高いことがあげられる。この点で、本件文書は形式的には、起訴前の刑事訴訟に関する書類であると言えなくはない。

しかし、本件文書により、本件行方不明者が本件身元不明遺体であると実施機関が発表しており、捜査の密行性については、本件文書に限っては捜査を行っている実施機関の発表により否定されている。

また、請求人は、本件行方不明者の家族であるから、本件行方不明者及びその家族のプライバシーが侵害されることはない。その上、鑑定結果が本件行方不明者と本件身元不明遺体が同一であるとするものである以上、本件身元不明遺体の関係者のプライバシーが侵害されることはありえない。従って、本件文書が形式的には「刑事訴訟に関する書類」であったとしても、その例外の趣旨からすれば、本件文書は実質的には「刑事訴訟に関する書類」には該当しないと言うべきである。

イ 本件文書は鑑定書であり、客観的かつ科学的な文書である。

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第

47条で非公開とされている起訴前の捜査記録も、客観的な証拠については、被害者の事件の内容を知るという目的のために原則として閲覧を認めるという法務省の通達が全国の検察庁になされている。このように刑訴法上で閲覧が許されているのであるから、本件文書を被害者の遺族である請求人に対して公開することは、まったく問題がない。

本件文書のような客観的証拠は、一面で民事訴訟の追行や被害者が事件の内容を知るための文書であるとも評価できるので、厳密な意味での訴訟目的のためだけの文書とは言えず、条例や情報公開法の趣旨から制限的に解釈すべきであり、そうすると本件文書は、条例第4条に規定する「刑事訴訟に関する書類」には当たらない。

ウ 本件身元不明遺体の解剖を行った機関における骨髄粉の保管状況は、極めてずさんなものであった。また、骨髄粉は2回の鑑定で使い切ってしまう再鑑定もできない。このように警察の捜査規範として決められている証拠能力の前提条件がまったく揃っていない試料を用いたDNA鑑定であった。

そもそも捜査資料とする意図がないから、このようにずさんな鑑定をしたのではないか。捜査資料として価値がないものであるから公開すべきという点と、このようなくずさんな鑑定をしていることからみて、そもそも「刑事訴訟に関する書類」と言えないのではないかという点からも開示すべきである。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁が不開示理由説明書及び口頭意見陳述で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件文書の内容

本件文書は、本件行方不明者の行方不明事案（以下「本件行方不明事案」という。）に関し、昭和●●年●月●●日に●●県●●●●地内の海岸で発見された本件身元不明遺体の骨髄と、本件行方不明者の双子の兄弟姉妹である請求人の血液について実施された核DNA型鑑定の鑑定書2通である。

2 条例第4条の該当性

(1) 条例第4条の趣旨

本条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟手続の制度において取扱いが体系的に整備されており、その取扱いは当該手続に委ねることが適当であることから、条例を適用しないこととしたものである。

(2) 訴訟に関する書類について

ア 刑訴法第53条の2の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であると解されている。手続関係書類であると証拠書類であるとを問わないし、意思表示的文書と報告的文書のいずれも含まれる（国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準）。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）では、行政文書について開示請求があったときは、一定の不開示理由がある場合を除き、開示しなければならないとされているが、刑訴法第53条の2は、「訴訟に関する書類及び押収物」を情報公開法の適用対象外としている。

ウ 「詳解情報公開法（総務省行政管理局編）」によると、刑訴法第53条の2により「訴訟に関する書類」を情報公開法の規定から除外した趣旨は、次のとおりとされている。

(ア) 刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること。

(イ) 刑訴法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑訴法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること。

(ウ) これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること。

エ また、送致、送付前の書類についても「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準（平成18年3月24日・警察庁次長依命通達）」において「いまだ送致、送付を行っていない書類についても、いずれは送致され、刑訴法や刑事確定訴訟記録法の制度内で開示・不開示の取扱がなされる機会があり得るため、情報公開法の適用除外となる。」と解されている。

(3) 本件文書の条例第4条該当性について

本件文書はいずれも、本件行方不明事案に関する捜査の一環として、本件行方不明者と類似点が認められる本件身元不明遺体について、その身元確認のため、本件行方不明者の双子の兄弟姉妹との血縁関係の有無について、刑訴法第223条第1項の規定に基づいて鑑定嘱託を行い、鑑定機関において実施された鑑定の経過と結果をまとめた鑑定書である。したがって、本件文書は、刑訴法に基づく刑事訴訟手続における捜査活動の一環で作成・取得された文書であり、条例第4条に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当する。

(4) 請求人の主張について

ア 本件文書及び実施機関に対する疑念について

請求人は、審査請求書において、本件文書及び実施機関の対応等に対し不審を抱いているなど諸々理由を挙げ、本件処分を取消しを求めているが、

本件文書は条例第4条に規定する「刑事訴訟に関する書類」に該当することから、いずれの理由も本件開示請求に係る開示・不開示の判断を左右するものではなく、請求人の主張は理由がない。

なお、遺体の状況や遺留品の着衣等のサイズの違いなどについては、それぞれ専門家に意見を求め、本件身元不明遺体が本件行方不明者であることと必ずしも矛盾するものではないとの見解を得ており、そのことについて家族にも説明をしている。

また、DNA鑑定に使用した本件身元不明遺体の骨髄粉の保管状況について、実施機関として、試料を入れた封筒に記載された番号と試料の番号で遺体と試料の照合は可能な状態であり、一応の分類がされた保管であったことを確認している。

イ 鑑定書の閲覧について

請求人は、既に鑑定書の閲覧を認めており、謄写を認めないことに合理的理由は存在しないと主張している。

実施機関が本件文書の閲覧を認めたのは、本件文書の内容が家族にとっては、親族の死亡という重大な事実を明らかにしたものであり、その内容を家族に正しく理解してもらう必要があると考えたためである。このことから、実施機関において、平成●●年●月●日及び平成●●年●月●日の2度にわたり、弁護士等の立会の下で請求人に本件文書を閲覧させたところである。

しかしながら、これらの閲覧は、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第10条の3を根拠として、捜査状況に関する犯罪被害者・遺族等に対する説明の一環として行ったものであり、行政文書公開制度にいう一般的な公開として行ったものではない。

なお、請求人は、本件文書の内容が専門的であり、専門家でない家族には分らないことから、その写しを専門家に見てもらい判断したいと要望しているものと実施機関は、理解している。実施機関としては、写しを交付することは、結果的に一般に開示したと同じことになる可能性があることや、犯罪捜査規範に基づく説明の限度を超えることから実施することはできないが、請求人が指定する専門家にも同行してもらったうえで、再度、鑑定機関の鑑定人から説明してもらうことも考えており、このことは、当該鑑定人の了解を得て、請求人にも伝えてある。具体的にそのような希望が示されれば、実施機関としても、そのような手順を進めていきたいと考えている。

3 結論

以上のおり、条例第4条の規定に基づいて行った本件処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の認定した事実及び判断

1 審査会の認定した事実

諮問庁が提出した資料及び諮問庁及び実施機関に対する意見聴取の結果を総合すれば、次の事実が認められる。

(1) 本件行方不明事案について

本件行方不明事案は、当初、家族から所轄警察署に家出人捜索願が提出され、その後、この捜索願は取り下げられたが、改めて請求人等が国外移送目的略取誘拐事件として告発し、実施機関は、これを受理した。

実施機関は、本件行方不明事案に関し、本件行方不明者の足取りや当時の関係者からの事情聴取、全国の身元不明死体に関する情報収集などを行い、これら捜査の過程で本件文書を取得した。

そして、本件文書によるDNAの異同識別鑑定の結果を受け、本件身元不明遺体が本件行方不明者であると判断したところであるが、未だ、本件行方不明者の失踪から死亡に至る経緯が不明であることから、告発を受けた事件を含め、事件・事故等あらゆる可能性を念頭に事案の全容解明に向けた捜査が継続されている。

(2) 本件文書の取得及び保存について

本件文書1は、実施機関から警察庁科学警察研究所に鑑定嘱託書を送付し、同研究所が実施した鑑定結果である。

本件文書2は、実施機関から部外鑑定者あてに鑑定嘱託書を送付し、当該鑑定者が実施した鑑定結果である。

いずれの鑑定嘱託も刑訴法第223条第1項に基づく処分であり、その鑑定結果である本件文書は、捜査中の事案に係る捜査書類として実施機関が取得し、保存している文書である。

2 審査会の判断

(1) 条例の目的

条例の目的は、第1条にあるように「行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進すること」である。

しかしながら、「県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにする」という理念の下にあっても、公開することにより、個人・法人等の正当な権利・利益を害したり、県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、県民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、実施機関の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条各号に定める適用除外事項の規定を設けるとともに、第4条において刑事訴訟に関する書類及び押収物について、別途、条例の適用除外とする旨の規定を置いている。

(2) 条例第4条の趣旨

本条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については、刑事訴訟手続の制

度において取扱いが体系的に整備されており、その取扱いは当該手続に委ねることが適当であることから、条例を適用しないこととしたものである。

なお、情報公開法の制定にあたり、刑訴法に新たに第53条の2の規定が設けられ、訴訟に関する書類については、情報公開法の規定を適用しないこととされている。

そして、刑訴法第53条の2が「訴訟に関する書類」を情報公開法の適用除外とした趣旨は、「訴訟に関する書類」については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する活動の適正さは、司法機関である裁判所により確保されるべきであること、②同法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることによるものであることとされている（「詳解情報公開法」総務省行政管理局編）。

(3) 本件文書の条例第4条への該当性

刑訴法53条の2に規定する「訴訟に関する書類」は、同法第53条の「訴訟記録」に限らず、不起訴記録、不提出記録を含む広く被疑事件・被告事件に関して作成された書類のすべてがこれに該当し、また、今後訴訟記録等になる可能性のある書類についてはすべてこれに該当すると解されており（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成15年度（行情）答申第31号）、条例第4条の「刑事訴訟に関する書類」についても同様に解すべきである。

このことからすると、本件文書は、上記1のとおり、本件行方不明事案に係る捜査の過程で刑訴法の規定に基づき取得され、現に捜査中の事案に関する書類であることから、今後、訴訟記録等になる可能性のある書類にあたり、条例第4条の「刑事訴訟に関する書類」に該当するものと認められる。

(4) 請求人の主張について

ア 条例第4条の適用について

請求人は、条例第4条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物について例外的に公開の範囲外としたのであり、規定を形式的に適用するのは妥当ではなく、同条の趣旨及び文言を請求人の属性、対象となる文書の性質及び捜査資料としての価値等の事情を考慮し、厳格かつ制限的に解釈すると、本件文書は、「刑事訴訟に関する書類」には該当しないので条例の適用対象となると主張している。

しかしながら、条例第4条の規定の趣旨を勘案すると、請求人の主張するような事情があるとしても、本件文書は、「刑事訴訟に関する書類」に該当しないとはいえず、したがって、本件文書を条例の適用対象とするこ

とはできない。

イ 刑訴法第47条ただし書の運用について

その他、請求人は、本件文書のような客観的証拠については、刑訴法上閲覧が許されているのであるから、本件文書を被害者の遺族である請求人に対して公開することは問題がない旨主張する。

請求人が指摘する平成20年11月19日付の法務省刑事局長通知は、刑訴法第47条の規定により原則公開されないこととされている不起訴記録について、同条ただし書きによる「公益上の必要その他の事由があつて、開示することが相当と認められる場合」の解釈、運用を定めているのであつて、客観的証拠であれば、同条に規定する「訴訟に関する書類」から除外されるという趣旨ではないことから、請求人の主張は採用できない。

ウ 謄写を認めない合理性について

請求人は、既に関覧が認められていることから、謄写を認めないことについては合理性がないと主張しているが、この閲覧は、条例に基づく処分ではなく、刑訴法第47条ただし書きにより、犯罪捜査規範第10条の3に定められた犯罪被害者等への説明の一環として行われたものと認められることから、このことをもって本件処分の妥当性を判断することはできない。

エ その他請求人の主張について

その他、請求人は、本件文書の真偽、実施機関の捜査などに納得がいかないことから、本件文書を開示することを求める旨主張している。

しかし、請求人の主張するような事情をもって、条例に基づく本件処分の妥当性の判断を左右するものと認めることはできない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年 月 日	審 議 事 項
平成23年 2月 2日	○諮問
平成23年 3月 2日	○諮問庁から不開示理由説明書を受理
平成23年 4月 7日	○請求人から意見書を受理
平成23年 4月18日	○審議
平成23年 5月30日	○審議 ○請求人による口頭意見陳述 ○諮問庁からの意見聴取
平成23年 7月25日	○審議

山 梨 県 情 報 公 開 審 査 会 委 員

氏 名	役 職 名	備 考
勝 良三	元代表監査委員	
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
濱田 一成	千葉経済大学特任教授	※ 会 長
水上 浩一	弁護士	※ 会長代理
八巻 佐知子	弁護士	